

阪大分会ニュース

関西単一労働組合大阪大学分会
 大阪市淀川区十三東 3-16-12 TEL&FAX:06-6303-0449
 http://handaibunkai.xxxxxxx.jp/
 E-mail:handaibunkai@yahoo.co.jp

あらゆる相談受付中！！

正規・非常勤・派遣・委託など1人でも
 入れる組合です

長期非常勤職員の2015年解雇阻止！ 11月9日の団交に結集し、 阪大の雇用責任を追及しよう！

9月30日・団交に応じさせろぞ！

阪大は、特例職員制度と引き換えに長期非常勤職員に通知した2015年解雇のお知らせに関する団交を、2010年1月21日をもって拒否した。とりわけY組合員が特例職員になって以降は「関単労には『お知らせ』に利害関係をもつ組合員は存在しない」として、団交議題とすることも拒否したのだった。私たちは阪大の不当な主張を認めることはできないが、長期非常勤職員である石橋組合員の存在を明らかにすることによって、阪大はやっと団交に応じた。

団交にあたって、私たちは石橋組合員の要求は2015年3月末以降も現在の職場で働き続けたいことであるから、その要求をふまえて「お知らせ」について改めて交渉することを要求した。しかし、阪大は9月26日付「回答」において、『当分の間』の終期を含めて『決定』を撤回する考えは現時点では大学にはなく、石橋組合員についてのみ異なる取り扱いをする考えもない」として、石橋組合員の要求を門前払いする不当な態度を示したのであった。

**「40年先、50年先のことなんて約束できない……終期を決めることが雇用責任を果たすことである」
 発言を弾劾する！**

30日の団交で、阪大は「いつまでも『当分の間』の形で不安定にしたままで雇用を続けることは、雇用者としての責任をとっていないことであって、終期を決めることが雇用責任を果たすことである」と発言した。長期非常勤職員を解雇することが大学の責任であると平然と言い放ったのだ。すぐさま組合側出席者から「当事者を目の前にして、よくそんなことが言えるな」「雇用し続ける義務が雇用者にはあり、無責任だ」と次々と怒りの声が沸き上がった。

さらに、阪大は「2015年3月末の労働契約満了は退職であり、解雇ではない」と繰り返し言い張った。しかし、どのように言い繕うと、それは正当な理由のある解雇ではなく、長期非常勤職員の労働権を奪うばかりか生存権をも奪う暴挙なのだ。このような回答は断じて認めることはできないと、私たちは厳しく阪大当局に抗議した。

学内外の仲間とともに、2015年解雇阻止を闘うぞ！

当日の団交は、学内外の闘う仲間たちの力強い支援を得て熱気溢れる団交をやりきり、阪大当局に2015年解雇阻止を闘う私たちの決意を見せつけた。11月9日、私たちは引き続き阪大当局に団交に応じさせた。長期非常勤職員のみなさん、団交に参加し、積年の怒りを阪大にぶつけ、長期非常勤職員の継続雇用を勝ち取ろうではありませんか！

団交に出てみよう！ おもしろいよ！！

日時：11月9日（水）午前9時～10時／場所：コンベンションセンター1F **会議室**

要求内容

- (1) 石橋組合員に対する2015年3月31日付け労働契約満了を理由にした退職を撤回し、2015年4月1日以降の継続雇用を保障すること。
- (2) 長期非常勤職員全員を石橋組合員と同様に扱い、雇用継続をすること。



